

太陽光発電設備への助成に係る確認書

- 1 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に記載のある以下の事項を遵守します。
 - ・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
 - ・ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。
 - ・ 本設備によって得られる環境価値のうち、自家消費を行った電力量に紐付く環境価値は補助対象者に帰属させること。
 - ・ 要綱別表 6 に定める財産処分制限期間（17 年）を経過するまでの間、温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
 - ・ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- 2 1 の遵守事項について、県から確認を求められた場合は、必要な書類の提出や現地調査に応じます。
- 3 1 の遵守事項が守られない場合又は 2 の書類の提出や現地調査に応じない場合は、要綱に基づき支給を受けた補助金の返納に応じます。

令和 年 月 日

氏名

※ 実績報告時点において電力事業者と売電契約を締結している場合は、FITを活用していないことが分かる書類を提出すること。